

初診時選定療養費改正のご案内

初診時選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所等（かかりつけ医）で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。令和4年10月の健康保険法の改正により、400床以上の地域医療支援病院に関しては、他の医療機関等からの紹介状なしでの受診につきまして、以下のとおり改定させていただきます。

【金額】

初診時 5,500円 → 【変更後】7,700円（税込）

※原則1年以上受診のない方について、選定療養費が発生する場合がございます。予めご了承ください。

【対象】

紹介状なしで受診される方

通院中以外の診療科へご自身の希望で受診される方

ご負担不要の方

- ・他の医療機関等からの紹介状をお持ちの方
- ・緊急な診療を必要とされる方（救急車による搬送等）

※ ご不明な点がございましたら、各窓口にお問い合わせください。

当院は地域医療の中核を担う病院（地域医療支援病院）として、地域の「かかりつけ医」と連携し、紹介患者様の受け入れを推進することにより、病院と診療所の役割分担を進めております。みなさまのご理解、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

令和4年10月1日
東京女子医大八千代医療センター 病院長